

第四次小平市男女共同参画推進計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

小平市では、平成8年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次推進計画では平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」、第三次推進計画では平成29年度から令和3年度までの「小平アクティブプラン21～男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現をめざして」を策定し、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきた。

現行の第三次推進計画の計画期間が令和3年度末で終了することを踏まえ、また、少子高齢、共働き家庭の増加や経済状況などの社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、令和4年度から令和8年度までの第四次小平市男女共同参画推進計画を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、小平市男女共同参画推進条例（平成20年条例第21号）第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく女性の職業生活における活躍の推進計画についても包含する。

なお、国及び東京都が策定した関連計画並びに現在策定を進めている「（仮称）小平市第四次長期総合計画」や市の関連計画と整合性を図る。

3 計画対象期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

4 計画の策定体制

（1）小平市男女共同参画推進審議会による検討

小平市男女共同参画推進条例（平成20年条例第21号）第9条第2項に基づき設置している小平市男女共同参画推進審議会において、計画案等についての意見を聴取する。

（2）市民からの意見・要望等の収集

計画策定に当たっては、素案段階において市民意見公募手続及び懇談会等を実施（3回程度）し、広く市民の意見を聴取する。

（3）庁内体制

計画案については、市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部及び庁内関係課で構成する小平市男女共同参画推進委員会にて調整する。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対して報告を行う。

(2) 情報の公開

小平市男女共同参画推進審議会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により公表する。

6 実態調査の実施について

令和2年9月に実態調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。

この調査は、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民2,000人及び従業者数5人以上の市内の全事業所を対象とし、男女共同参画推進についての意識や実態を把握するために行う。

7 計画策定のスケジュール

別紙のとおり

(別紙)

第四次小平市男女共同参画推進計画策定のスケジュール概要

	推進審議会、市民参加等	事務局・推進本部等
令和2年度		
4月		第1回推進委員会、推進本部
6月		
7月	第1回推進審議会	第2回推進委員会、推進本部
8月	第2回推進審議会	
9月		男女共同参画推進についての市民意識・事業所実態調査 (市報9月5日号掲載)
10月		↓集計・分析
12月		市民意識・事業所実態調査報告書完成
1月	第3回推進審議会	第3回推進委員会、推進本部
2月		
3月		
令和3年度		
4月		計画内容、素案の協議・作成 第1回推進委員会、推進本部
5月	第1回推進審議会	
6月		骨子案作成
7月	第2回推進審議会	
8月	第3回推進審議会	第2回推進委員会、推進本部
9月		
10月		
11月	第4回推進審議会 市民意見公募手続(パブリックコメント) (市報11月20日号掲載)	第3回推進委員会、推進本部 素案作成 ↓
12月	↓市民懇談会(市報11月20日号掲載)	市民意見集約・反映、計画案作成
1月	第5回推進審議会	第4回推進委員会、推進本部
2月		↓計画確定
3月		印刷・製本